Report れぽると 2022 4
No.808 毎月1回25日発行

西宮商工会議所報

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

西宮商工会議所は
持続可能な開発目標（SDGs）を
支援しています。

特集① feature

新商工会館情報

特集② feature

新型コロナウイルス感染症関連対策

CONTENTS

特集 feature
新商工会館情報 …… P1～2
新型コロナウイルス感染症関連対策 …… P3～5
専門家Q&A …… P6
コラム「トレンド通信」…… P7
Monthly あ・ら・かると …… P8
INFORMATION …… P9～10
がんばってます …… P11
404 GOOD FOUND／株式会社伝像ラボ
コラム「職場のかんたんメンタルヘルス」…… P12
Blue Navi　青年部からのご案内 …… P13
SDGs に取り組む事業所 …… P14
西宮商工会議所

西宮商工会館が完成

宮水の流れるイメージを表現したルーバーを備えた新しい西宮商工会館の建設工事が完了し、3月末に引き渡しを受けます。建設にあたり、建設協力金をお願いしたところ多くの会員の皆さまからご協力いただきましたことに、心より感謝と御礼を申し上げます。

事務局は、令和4年4月9日（土）に移転し、同11日（月）から業務を開始し、テナント等も順次移転します。詳細な移転時期は、下記をご参照ください。

また、商工会館の完成に伴い、会員対象の内覧会も開催いたします。

西宮商工会館　竣工式典及び内覧会のお知らせ

この度竣工いたしました西宮商工会館におきまして、以下の日時に竣工式典及び一般会員向け内覧会を開催いたします。

会員の皆さまにこの機会に新たな西宮商工会館をご覧いただければと思います。ご来館を心よりお待ちしております。

開催日時：令和4年4月27日（水）
1．竣工式典　10：15～11：30
※関係者のみでの開催とします。
2．一般会員向け内覧会　14：00～16：00
※上記時間内にご自由にお越しください。
場　　所：西宮商工会館
住　　所：西宮市櫨塚町2-20

西宮商工会議所 移転営業再開のお知らせ

会議所事務所、テナント等において4月より下記日程のとおり順次移転をします。

▶西宮商工会議所

移転予定　休　業　日：4月　8日（金）
業務再開日：4月11日（月）
※電話番号及びFAX番号に変更はございません。

▶西宮市商店市場連盟

移転予定　休　業　日：4月　8日（金）
業務再開日：4月11日（月）

▶西宮商工会議所　パソコン教室

移転予定　休　業　日：4月23日（金）
営業再開日：4月25日（月）

▶西宮商工会議所　貸会議室

貸出開始予定　4月28日（木）
※3月末よりHPにて予約受付を開始予定

駐車場のご案内

駐車可能台数：27台
駐 車 料 金：【7：00～19：00】
30分…200円
【19：00～7：00】
60分…100円

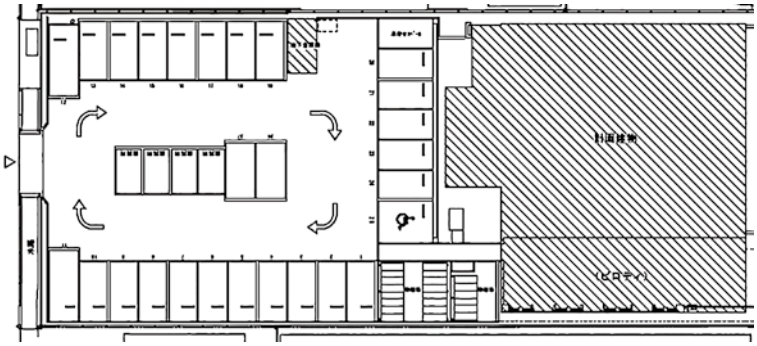

テナント等移転のお知らせ

▶公益社団法人西宮納税協会

移転予定　休　業　日：4月　8日（金）
業務再開日：4月11日（月）

▶西宮ライオンズクラブ（5クラブ）

移転予定　4月中旬

▶アクサ生命保険㈱阪神営業所西宮分室

移 転 予 定　4月16日（土）
営業再開日　4月18日（月）

▶NPO 法人兵庫県技術士会　阪神分室

再　開　日　5月2日（月）

ホームページリニューアルのお知らせ

この度、西宮商工会議所のホームページを全面リニューアルいたします。

今回のリニューアルでは、ご利用いただく皆様に、より見やすく、分かりやすく情報をお伝えできるよう構成やデザインを全面的に刷新します。

これからも、内容の充実を図るとともに、分かりやすい最新の情報を発信してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

https://n-cci.or.jp/

中小法人・個人事業者のための事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間：2022年1月31日（月）～5月31日（火）

給付対象：①と②を満たす**中小法人・個人事業者が給付対象**となり得ます。
①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
②2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます（給付額の算定においても同じ）。

事前確認：当会議所では**「会員事業所に限り」**事前確認をおこないます。

給 付 額：【中小法人等】上限最大250万円　　【個人事業者等】上限最大50万円を支給します。
【給付額】基準期間※1の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1　2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間（基準月を含む期間であること）

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※2 1億円以下	年間売上高※2 1億円超～5億円以下	年間売上高※2 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2　基準月を含む事業年度の年間売上高

相談窓口：電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようにお願い申し上げます。
0120-789-140（携帯電話からもつながります）
※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。
【IP電話専用回線】03-6834-7593　【受付期間】8：30～19：00（土日・祝日含む全日）

ホームページ：https://jigyou-fukkatsu.go.jp/
事業復活支援金　検索

西宮商工会議所の情報発信に関するアンケートのお願い

日頃は、弊所の事業活動に格別なご理解･ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。
西宮商工会議所からの情報発信活動について、より効果的かつ効率的な情報発信をおこなうため、会員事業所の皆様のご意見・ご要望等をお伺い致したく、アンケート調査の実施させていただくこととなりました。是非、ご回答いただきたく存じます。アンケートは、下記のQRコードよりご回答をお願い致します。
何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

期　間：2022年3月25日（金）～4月15日（金）
URL：https://forms.gle/vxFfRH3yeLWhbqcUA

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店向け）

（第10期：令和4年1月27日～3月6日の時短要請分）

申請期間：3月7日（月）～4月15日（金）

重要なお知らせ

○認証店舗については、時短営業の内容の選択が可能です。（21時までの時短営業（酒類提供20時30分まで）又は20時までの時短営業（酒類提供なし））
○認証店舗以外の店舗（非認証店）も、非認証店に対する県の要請（20時までの時短営業（酒類提供なし））に応じていただければ、協力金の対象となります。
○協力金の支給を受けるには、営業時間の短縮を行って頂くことが必要です。通常の営業時間が20（21）時までの店舗は、時短営業の余地がなく、協力金の対象外となります。
○第10期協力金の支給については、令和3年度の県補正予算等の成立が前提となりますのでご留意ください。

対 象 者：県の要請に協力いただいた店舗を運営する事業者

支給要件：原則として、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して、時短営業（休業を含む）等に協力していただいた店舗に支給します。

※協力開始日から要請終了日まで継続して要請に応じていただくことが必要です。

※特別な事情で1月27日から時短営業（休業を含む）を開始できなかった場合、協力開始日から3月6日までの間、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業に協力すれば、時短営業日数に応じて協力金を支給します。

※定休日や不定休による店休日は時短営業日数から除きます。但し、コロナ禍で本来営業する日を休業とした場合は対象です。

支給額等：

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金		
項目	新型コロナ対策適正認証店	左記以外の店舗（非認証店）
対象期間	令和4年1月27日（木曜日）～令和4年3月6日（日曜日）（39日間）	
対象区域	県内全域	
対象施設	県内全域の、飲食店等・遊興施設・結婚式場のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗	
主な支給要件	（時短営業）下記1.又は2.いずれかの対応をとった店舗であること 1.通常、午後9時を超えて営業する店舗が営業時間を午後9時までに短縮し、かつ酒類の提供（※）を午前11時から午後8時30分までとすること。 2.通常、午後8時を超えて営業する店舗が営業時間を午後8時までに短縮（休業を含む）し、かつ酒類の提供（※）を終日しないこと。	（時短営業）通常、午後8時を超えて営業する店舗が、営業時間を午後8時までに短縮(休業を含む)し、かつ、酒類の提供（※）を終日しないこと。
	（その他）同一テーブル4人以内、短時間（2時間程度以内）での飲食とすること（ただし、ワクチン・検査パッケージ登録店舗で「対象者全員検査」の活用により同一テーブル5人以上の飲食可） ・感染対策を徹底すること	（その他）同一グループ4人以内、短時間（2時間程度以内）での飲食とすること感染対策を徹底すること
支給額	下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数（最大39日間）	
	<中小企業>2019年から2021年までのいずれかの年（以下「前年等」という。）の2月の1日当たり売上高に応じて単価決定　【時短営業1.の場合】■83,333円以下の店舗：2.5万円/日　■83,334円～25万円の店舗：（前年等の1日当たり売上高)×0.3の額/日　■25万円超の店舗：7.5万円/日 【時短営業2.の場合】■7.5万円以下の店舗：3万円/日　■7.5万円超～25万円の店舗：（前年等の1日当たり売上高)×0.4の額/日　■25万円超の店舗：10万円/日	<中小企業>前年等の2月の1日当たり売上高に応じて単価決定　■7.5万円以下の店舗：3万円/日■7.5万円超～25万円の店舗：（前年等の1日当たり売上高）×0.4の額/日　■25万円超の店舗：10万円/日
	<大企業>※中小企業もこの方式を選択可能です。前年等の2月の1日当たり売上高の減少額×0.4（上限20万円） ただし、時短営業1.の場合の上限は、20万円又は前年等の2月の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額	

※利用者による酒類の店内持ち込みを含みます。

▶申請書類・申請方法等については、下記サイト・募集要項をご覧下さい。

問合せ先：兵庫県飲食店向け協力金・一時支援金コールセンター
TEL：078-361-2501　受付時間：平日（祝日を除く）　午前9時～午後5時
URL：https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin10.html

Q 「実質的支配者リスト」という制度ができたと聞きましたがどのようなものですか？

A 令和４年１月31日から施行された新しい制度です。法人の実質的支配者を把握し法人の透明性を高め、マネーロンダリング等の目的で法人を悪用することを防止するために作られました。

ア）議決権の50%超を直接・間接に保有する自然人がいるか、イ）ア）がいない場合は議決権の25%超を直接・間接に保有する自然人がいる株式会社（特例有限会社を含む）のみが利用できます。上記ア）又は、イ）に該当する者が実質的支配者となります。ここでいう自然人には国、地方公共団体、人格のない社団又は財団、上場会社等及びその子会社が含まれます。

上記株式会社は、実質的支配者情報一覧を作成し、株主名簿の写しや確定申告書の別表第二の写し・実質的支配者の本人確認書類・申出会社の代表者の本人確認書類を添付して申出書とともに法務局に提出します。法務局は内容を確認し、実質的支配者情報を保管し、認証分付きの実質的支配者情報一覧の写しを交付します。銀行等に提出することができます。手数料は無料です。

◆◆◆　◆◆◆　◆◆◆

Q 「株主リスト」とは違うものですか？

A 株主リストは、平成28年から株主総会決議を要する会社の登記申請（役員変更登記や目的変更登記等）の際に添付が必要になった書類です。一定の議決権割合か人数までの株主の氏名または名称、住所、株式数、議決権数、議決権数割合を記載したものです。こちらも法人の透明性を確保するためのものです。実質的支配者リストも株主リストも作成するためには株主名簿の管理が重要になります。

株主名簿には、会社法121条により株主の氏名または名称及び住所・株主の有する株式の数・株式を取得した日・株券発行会社である場合には、株券の番号を記載し、会社法125条１項で本店に備え置くこととされています。

例えば、

・古い会社では会社設立時に発起人が７人必要であったため、親族や友人に名義を借りて（名義株）そのままになっている。
・株主に異動（株主に相続が発生した、株主が転居した等）があったけれど株主名簿に反映されていない。

等々の理由で株主名簿が整備されていない場合があります。

経営者やその後継者以外の会社が把握していない株主がいる場合、会社経営に協力してくれるとは限りません。必要に応じて当該株式を買い取る等の検討が必要になります。

定期的に株主名簿を確認し、株主構成を把握しておくことをお勧めします。

兵庫県司法書士会　阪神支部

【産学連携事例報告】『有限会社松本商店－武庫川女子大学』
“和ろうそく”のイメージを新たにする『アロマもくろうバー』を産学連携で創出しました。

アロマもくろうバー

写真（敬称略）：前列左から、有限会社松本商店　松本恭和（社長）、松本真由華
２列目左から、（赤岡ゼミ）村山美玖、高谷紋加、長野葵、小泉美咲紀、赤岡仁之（先生）
３列目左から、（赤岡ゼミ）佐光真美、富山真衣、三好陽菜、松岡萌永、武市美咲

2019年11月より約２年間にわたり『有限会社松本商店』と『武庫川女子大学　生活環境部　情報メディア学科赤岡ゼミ』との産学連携を進めてきました。

この間に、松本商店様の工場見学、商品化に対するアイデア検討、新商品のコンセプト決定、プレゼンテーション等の議論を重ね、最終的に『アロマもくろうバー』を商品化するに至りました。和ろうそくは伝統産業であるがゆえに、従来顧客は中高年層が中心となっていますが、この度の「アロマもくろうバー」は伝統産業のノウハウを残しつつ、ターゲット層の低年齢化を図るものとなっております。

『アロマもくろうバー』は、アロマの香りを楽しみながら、もくろうで固定されたお花を目で見て楽しむことができる商品です。

有限会社松本商店 代表取締役　松本恭和様からのメッセージ

『若い世代お気に入りの和キャンドルを造りたい』どうしたらいいんだろう？『女子大生が卒業記念品でもらって嬉しい商品を作ればいいんじゃない？』そんな何気ない娘とのやりとりからこの企画が生まれました。

武庫川女子大学 生活環境部情報メディア学科 教授　赤岡仁之様からのメッセージ

和ろうそくの魅力をどのようにＺ世代に伝えていくかという課題から生まれた「和ろうそくを卒業記念品に」という企画。SDGs に関心の高い、言い換えれば日本の伝統の継続性や環境負荷などを自分事とするＺ世代と和ろうそくは親和性の高い組合せかもしれません。

武庫川女子大学 赤岡ゼミ ゼミ長　長野葵様からのメッセージ

和ろうそくの原料である「もくろう」と幸せを運ぶ「クローバー」をコンセプトに命名しました。卒業記念品として一つの形にできたことを嬉しく思うとともに、私たち世代への認知度アップに貢献できることを誇りに思います。

みや女起業ビギナー塾（第３回西宮起業塾）

２月２日より『みや女起業ビギナー塾』がスタートし、18名が参加。メイン講師の有限会社未来教育設計　代表取締役の吉住裕子氏ほか西宮で活躍する６名の専門講師が登壇。参加者は全４日間で経営やマーケティング等、起業に必要なノウハウ等について学び、それぞれのビジネスモデル・事業計画を構築した。カリキュラムの最後には全講師と受講者が交わり３グループに分かれての座談会を行った。お互いの悩みや課題を共有し、意見やアイデアを出し合うことでその解決のヒントを得た。

飲食店開業セミナー

西宮市内で飲食店の開業を検討されている方、または飲食店の開業後１年未満の方を対象とした「飲食店開業セミナー」を３月２日と９日の２日間で開催した。コーディネーターとして兵庫栄養調理製菓専門学校日本料理教授の柏木直樹氏を迎え、その他それぞれの分野別に５名の講師に担当いただいた。

１日目は、第一線で活躍している飲食店経営者の体験談を中心に進め、２日目は、飲食店の開業・運営で必要になるIT活用、店舗設計、調理器具の選び方、キッチンカーの利用の仕方等について説明いただいた。セミナー受講者から、飲食店を開業するに際しての知識を補充でき、講師・参加者同士での交流により、不安の解消にも役立ったとの声をいただけた。

事業計画書セミナー「現状分析編」「戦略マップ編」の報告

2/16（水）、3/1（火）、事業計画書基礎セミナー「現状分析編」「戦略マップ編」を開催した。「現状分析編」では顧客、業界、競合、自社などの現状分析を行い、「戦略マップ編」では目標に対して、会計、顧客、業務、学習についてどのような行動が必要かワークショップ形式で進めた。参加者からは、ワークを通しておおよその計画を完成させることができた、今後やるべきことが明確になったとの声が多く上がった。

スペシャルティコーヒーの体験会＆販売会

「コーヒーのある日常」「コーヒーが人と人との潤滑油に」を目的として令和２年より活動を開始したにしのみやコーヒーの扉プロジェクトによるハンドドリップ体験会＆販売会を２月12日、13日の２日間西宮阪急２階イベントスペースにて開催した。ハンドドリップ体験会には、家族連れ、パートナー、お一人の方、お子様から年配の方まで幅広い層の27組45名の方に参加いただいた。なごやかな雰囲気の中、プロの淹れ方を学び、普段とはちがうコーヒーを味わっていただいた。また、バレンタインにちなみ西宮の洋菓子店から提供いただいたコーヒーに合うチョコレートを試食いただき大変好評であった。

西宮北部地域出張経営相談室 相談無料 予約優先

事業復活支援金や事業再構築補助金、小規模事業者持続化補助金などの補助金申請、販路拡大、融資制度の相談など、経営に関する相談をおこないます。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けているまたは、その恐れがある事業者の相談も無料で応じます。お気軽にお越しください。

日　　時：令和４年４月20日（水）13：00 ～ 16：00（相談時間：１社30分まで）
場　　所：阪神流通センター協連会館　２階会議室（西宮市山口町阪神流通センター１丁目31）
主　　催：西宮市・西宮商工会議所
申込方法：ご希望の方は、TEL もしくは、ホームページよりお申し込みください。
問合せ先：西宮商工会議所　経営支援課　担当：金谷（カナヤ）TEL：0798-33-1257

※新型コロナウイルスに伴う感染予防対策のため、咳エチケットや頻繁な手洗いなどに心がけていただくとともに、体調に不安のある方は参加を控えて下さいますようお願いします。また、相談担当者はマスクを着用し対応させていただきますので、ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

【兵庫労働局】　事業主の皆さまへ

令和４年
４月１日から

女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出、情報公表が101人以上300人以下の中小企業にも義務化されます

「改正女性活躍推進法」では、一般事業主行動計画の策定が、常時雇用する労働者が301人以上の企業に義務づけられています。**令和４年４月１日から、101人以上300人以下の企業にも策定・届出と情報公表が義務化**されます。

☆行動計画の策定から届出までの流れは、以下の４つのステップをご参照ください。

ステップ１	自社の**女性の活躍状況**を、基礎項目に基づいて**把握**し、**課題を分析**する
ステップ２	**一般事業主行動計画を策定**し、**社内周知**と**外部公表**を行う
ステップ３	一般事業主行動計画を策定したことを**兵庫労働局に届け出る**
ステップ４	取組を実施し、効果を測定する

☆自社の女性の活躍に関する状況について、所定の項目から１項目以上選択し、求職者等が簡単に閲覧できるように、女性の活躍推進企業データベース等で情報公表してください。

◆兵庫労働局では、改正法に関する解説動画を配信しております。
下記より視聴可能ですので、ぜひご視聴ください。
【兵庫労働局ホームページ　解説動画】 兵庫労働局　改正育児・介護休業法等解説セミナー 検索
https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/20211213seminar.html

問合せ先：厚生労働省　兵庫労働局雇用環境・均等部指導課
神戸市中央区東川崎町 1-1-3　神戸クリスタルタワー 15F　TEL：078-367-0820

西宮商工会議所４月行事予定

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8 ●休業日	9
			←●新入社員研修→		←●商工会議所移転→	
10 →	11 ●業務再開	12 ●定例融資個別相談会 ●正副会頭会議	13 ●マル経審査会	14	15	16
17	18	19	20 ●北部出張経営相談室	21 ●労務相談会	22	23
24	25	26 ●よろず支援拠点	27 ●商工会館竣工式 ●商工会館竣工式典 ●内覧会	28	29	30

兵庫県技術士会阪神分室における「(無料) 技術相談」の一時中断と代替相談窓口について

NPO 法人兵庫県技術士会阪神分室（西宮商工会館）において「(無料) 技術相談」をご愛顧いただいておりましたが、西宮商工会館建替工事に伴い、2021年３月から2022年４月まで一時的に中断させていただきます。５月より毎週月曜日の午後、西宮商工会館にて再開いたします。なお、５月の再開まで「(無料) 技術相談」は、NPO 法人兵庫県技術士会神戸事務所（下記）にて承りますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

【代替相談窓口】NPO 法人兵庫県技術士会神戸事務所
URL: https://www.hpea-npo.com/
神戸市中央区東川崎町１－８－４（神戸市産業振興センター５階）
TEL 078-360-3320、FAX 078-599-7545
E-mail：kobeinfo@hpea-npo.com

～であい、ふれあい、会員づくり～　会員募集キャンペーン実施中

西宮商工会議所では、組織の充実と強化を図り、より信頼される会議所となるため現在、「会員増強運動」を実施しています。趣旨をご理解いただき、ご入会くださいました事業所の皆様には誌上を借りまして、厚くお礼を申し上げます。

西宮商工会議所　TEL.0798 － 33 － 1131

新入会員紹介　一層のご繁栄を祈念いたします。

事業所名	所在地	電話	業種・HPアドレス
LINK nail salon	西宮市羽衣町4－23 夙川羽衣町パークハイム103	0798-81-5385	ネイルサロン https://www.link-nail.com

※掲載を希望された会員様のみ掲載しています。

デザインのことなら 404 GOOD FOUND

「結果の出る」チラシ、販促物、デザインは私たちにお任せください

デザインをする上で、大切にしていることは「結果を出すこと」です。どれだけ洗練されたデザインであったとしても、集客や購買等に繋がらなければ意味がありません。消費者へ発信したいメッセージを、“関心が寄せられる形”にしていくことが私たちのミッションであると考えています。お客様に喜んでいただく為にも、結果を出すことを大切にしています。その他、HP 制作やドローンによる空撮なども行っています。詳しくは【404goodfound】で検索し、サイトをご確認ください。

「月刊誌れぽると」見たとお伝えください。お見積り金額から
デザイン費￥5,000円OFF
または、
インスタグラムの運用アドバイス

【所在地】西宮市甲子園口北町 20－21　【駐車場】無し
【TEL】078-600-2860　【E-mail】info@404goodfound.com
【URL】https://404goodfound.com/
【営業時間】10：00～19：00　【定休日】土曜日・日曜日・祝日

株式会社伝像ラボ

バーチャルスタジオでアイデアを実現する映像パラレルワールド

伝像ラボは阪急苦楽園口駅から徒歩３分の映像制作会社。１つのスタジオで様々な空間での撮影ができます。

企画から編集まで一貫したサービスで制作コストが抑えられ、話題性もあり貴社のビジネスを効果的に PR できます。

商品・サービス・説明動画、企業 VP、YouTube、ライブ配信、CM 撮影、ドローン撮影等もお任せ下さい。完成した映像は展示会、貴社 HP、SNS でご活用いただけます！

【所在地】西宮市石刎町 16－6　202
【TEL・FAX】0798-27-0451
【URL】https://www.denzolab.com/
【E-mail】info@denzolab.com
【営業時間】10：00～18：00　【定休日】不定休　【駐車場】無し

DenzoLab Inc.

本誌持参の方、
『スマホでかんたん！動画制作サービス』
5000円割引

前月と比べたDI値の動き

↗ 改善　→ ほぼ横ばい　↘ 悪化

早期景気観測 業種別の動向

2022年２月調査結果

日本商工会議所 The Japan Chamber of Commerce and Industry

建設業	↘	リフォームなどの住宅関連工事の持ち直しが続くものの、木材などの資材価格上昇や住宅設備機器の納期遅れの継続によるコスト増が収益を圧迫しており、悪化。
製造業	↘	鋼材や小麦粉などの原材料費の上昇や燃料費の上昇による収益圧迫が続いているほか、半導体不足など供給制約による自動車やデジタル機器の生産調整の影響が全体を押し下げ、悪化。
卸売業	↘	原油価格上昇に伴う輸送費や包装資材の価格上昇による収益圧迫が続いていることに加え、36都道府県におけるまん延防止等重点措置の適用に伴い、外食やイベント向けの売上が落ち込んだ飲食料品関連が下押しし、悪化。
小売業	↘	食料品や日用品の需要は堅調に推移するものの、36都道府県へのまん延防止等重点措置の適用に伴う外出自粛の動きから客足が減少した百貨店などの売上が落ち込み、悪化。
サービス業	↘	燃料費の高騰による負担増が続く運送業の業況感が悪化するほか、36都道府県へのまん延防止等重点措置の適用に伴う客足減少や営業制限により飲食・宿泊業の売上が大幅に落ち込み、悪化。

正副会長紹介

【会長　平山　昭吾】（写真右から４人目）

親会をはじめとする関係団体の皆様のご協力と、歴代の先輩方のおかげをもって、青年部が30周年を迎えることが出来ましたことに感謝申し上げます。

先輩たちから受け継いだ歴史ある団体の長として、次の10年先の後輩たちがまた誇りに思える団体であり続けるよう、気を引き締めて邁進する所存でございます。

また、先輩たちが築き上げたこの会を、仲間づくりが出来る良い場であり続けるよう、会員が企画を愉しみ、共に汗を流し、達成感を共有できる事業づくりに励みたいとも考えております。

コロナ禍の活動において、様々な制限が課されておりますが、この状況下においても我々は創意工夫をしながら、地域経済発展の為、動き続けなければなりません。

感染者を出さず青年部活動で実績を残すという事は、とんちのような話になりますが、事業に向けて悩み、打ち合わせや実施に工夫を凝らし、目的を達成する事により、各々が自身の商いに繋がるものを持ち帰るのではないかと思っております。

青年部で繋がる仲間たちと支え合い、ともに困難を乗り越え、2022年度を走りきりたいと考えておりますので、皆様のさらなるご理解とご協力を引き続き賜りますようお願い申し上げます。

【直前会長　平田　裕之】（写真右から３人目）

昨年度は、一昨年同様コロナの影響による事業の延期中止等の中、会長として、商工会議所の皆様には大変お世話になりました。

本年度は、親会の創立80周年、青年部創立記念30周年と節目の年を迎えます。頂いた直前としての一年を、OB直前会長として、平山会長率いる青年部を全力でサポート致します。どうぞ宜しくお願い致します。

【総務担当副会長　阪下　元康】（写真一番左）

本年度も総務担当副会長をさせて頂きます。また、青年部創立30周年を迎えるに当たり、実行委員長という大役も担わせて頂きます。ここ数年コロナの影響によって思う様に事業を開催することが出来ていませんが、青年部の魅力が最大限に発揮できるよう、与えられた担いを全うし、照屋委員長が率いる総務委員会や山下常任幹事、また周年実行委員会の北福副実行委員長、長谷川運営幹事、柴原運営幹事補佐と共に精一杯活動して参ります。１年間、宜しくお願い致します。

【広報担当副会長　大迫　康二】（写真左から２人目）

次年度、広報担当副会長を拝命致しました。30周年の節目の年度に、青年部の素晴らしい魅力を内外に発信するとゆう大変重要な担いです。遠藤常任幹事、藤井委員長と共に、委員会メンバー団結して楽しみながら配信してまいります。

30周年記念事業として、会員企業ポータルサイト作成を進めてまいります。皆様のご理解ご協力を宜しくお願い申し上げます。

青年部は楽しく！をモットーに１年間頑張ります。どうぞ宜しくお願い致します。

【拡大･おもろい街西宮創造担当副会長　高岡　　隆】（写真左から３人目）

今年度「拡大委員会」と、新設されました「おもろい街西宮創造委員会」の担当副会長の高岡です。濱田常任、吉川委員長、重岡委員長と、明るく、ユーモアのあるメンバーが揃いましたので私自身これからの青年部活動を楽しみにしております。

会員の皆様に、多くの事業に参加いただけるように、担当委員会はもちろん、他の委員会メンバーとの交流も活発に行い青年部を盛り上げます。１年間宜しくお願い致します。

【研修担当副会長　好士崎　征寛】（写真右から２人目）

今年度、研修担当副会長を務めさせていただきます好士崎征寛です。新型コロナウィルスの流行が３年目に入り、青年部の事業も2019年度の末から数々中止を余儀なくされてきました。

研修委員会ではWEBをビジネスに活かす研修事業や新入会員向け研修等を予定しております。コロナ禍でも開催できる事業を計画し、青年部事業活性化の一翼を担えるよう微力ながら尽力いたします。１年間よろしくお願いいたします。

【交流担当副会長　北福　和章】（写真一番右）

いまだ収束を見ないコロナ禍において、創意工夫がアフターコロナの事業継続の要となる時代となりました。青年部活動においても、いかに安全を確保しつつメンバーの交流を図るか、創意工夫が求められる一年になると考えております。

平山会長をサポートし、松尾常任幹事、佐藤委員長とともに、卒業生のバスツアー・卒業式・30周年の懇親会事業が、安全かつ楽しい交流事業となるよう取り組みます。一年間よろしくお願いいたします。

最新情報及び2021年度役員紹介については、下記ホームページにて掲載しております。
「西宮商工会議所青年部」ホームページ　https://n-cci.or.jp/yeg/

に取り組む事業所

西宮商工会議所

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

西宮商工会議所は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

SDGs の目標達成と持続可能な社会の実現に向け、環境に配慮した西宮商工会館が完成。

令和４年に創立80周年を迎える西宮商工会議所。３月には新たな活動拠点として新西宮商工会館が完成。「地域とともにある」をモットーに、今後地域との共創による活動を展開し、SDGs の目標達成と持続可能な社会の実現を目指す。

◆ SDGs の目標達成と持続可能な社会の実現に向けて

令和４年３月に新西宮商工会館が完成した。SDGs※の目標達成と持続可能な社会の実現に向け、環境に配慮した会館となっている。省エネとして、Low-e 複層ガラスにより日射熱を低減、センサー照明（LED 照明）により消費電力を低減、節水型便器を採用し自動洗浄により消費水量を低減など。また、長寿命かつ再生可能な建材を採用し、建設副産物の削減、資源循環を図っている。

また、災害に強い建物として、GHP 自家発電機能により、災害停電時においてもエアコン稼働及び、照明点灯が実現されていたり、受変電設備（キュービクル）や自家発電ユニットを屋上に設置することで、水害による停電を防止している。エレベーターは、地震感知連動による最寄階停止装置（リスタート機能付）を設置している。

◆にしのみや起業家支援センター にしのみや地域経済交流センター

SDGs の取り組みは設備面だけではない。新商工会館では新たに起業家支援センター、地域経済交流センターを整備し、地域との共創による活動を展開していく。起業家支援センターは、起業をめざす人をサポートする施設で、経営指導員や専門家の助言を受けることができる。また、セミナーや交流会、コワーキング、情報発信、テレワークの場捕り手の利用が可能である。これは、SDGs の目標の「３：すべての人に健康と福祉を」、「９：産業と技術革新の基盤をつくろう」につながる。

また、地域経済交流センターは、地域活動を支援する施設で、講演会やセミナー、地域マルシェなどの催事の実施を予定している。これは、SDGs の目標の「４：質の高い教育をみんなに」、「１１：住み続けられるまちづくりを」につながっている。

◆ SDGs の取り組みを支援

上記のような新たな活動拠点としての新西宮商工会館で、西宮商工会議所では、SDGs に取り組む地域の事業所を後押しするための支援事業をおこなっていく。地域との共創による活動を展開することで、地域の環境・経済・社会に対する持続的な貢献が可能な事業を創出し、SDGs の目標達成と持続可能な社会の実現を目指す。

※持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは，2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として，2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された，2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され，地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

問い合わせ先 西宮商工会議所 西宮市櫨塚町2-20
【TEL】0798-33-1131 【URL】https://www.n-cci.or.jp/

SDGs に取り組む事業所の掲載を希望する会員事業所を募集しています。
ご希望の事業所は右記までお問い合わせください。

【TEL】0798-33-1257 所報担当